

違反対象物一覧表（西成区）

令和7年4月8日

法令の略称 法：消防法（昭和23年法律第186号）

防火対象物の名称	所 在 地	違 反 の 内 容		備 考
		違 反 事 項（根拠法条）	違 反 の 部 分	
住宅型有料老人ホーム セカンドライフ	大阪市西成区天下茶屋東2丁目2番16号	スプリンクラー設備未設置（法第17条）	防火対象物全体	立入検査日 令和6年10月18日
フラワーガーデン花園	大阪市西成区花園北1丁目9番29号	スプリンクラー設備未設置（法第17条）	防火対象物全体	立入検査日 令和6年9月10日